

○群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令の運用細目について（例規通達）

昭和52年3月8日群本例規第2号（務）警察本部長

改正

昭和53年6月群本例規第10号（務）
昭和53年12月群本例規第21号（務）
昭和56年3月群本例規第5号（務）
昭和59年3月群本例規第8号（務）
昭和60年8月群本例規第10号（務）
昭和62年4月群本例規第7号（務）
昭和63年4月群本例規第7号（務）
平成元年3月群本例規第6号（務）
平成4年7月群本例規第21号（務）
平成6年3月群本例規第9号（務）
平成7年3月群本例規第4号（務）
平成8年3月群本例規第5号（務）
平成9年3月群本例規第6号（務）
平成14年3月群本例規第8号（務）
平成14年3月群本例規第18号（総）
平成17年3月群本例規第9号（務）
平成19年4月群本例規第11号（務）
平成20年3月群本例規第12号（務）、
平成22年3月群本例規第6号（務）
平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成30年3月7日群本例規第2号（務）
平成30年4月1日群本例規第3号（会）
令和2年8月18日群本例規第29号（教）

群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令（昭和52年群馬県警察本部訓令甲第1号）の運用細目を次のとおり定めたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 用語の定義（第2条）

- 1 「警察車両」には、群馬県警察が管理する国有又は県有の車両のほか、市町村その他の団体等から借用した車両及び公務に使用中の私用車両も含まれる。
- 2 「警察自動車」についても、同様の解釈とする。
- 3 「交通事故」とは、警察車両、私用車両を問わず、職員が車両を運転し、これにより人の死傷又は物の損壊があつた場合のすべてをいい、車庫又は構内等で車両を運転し、これにより人の死傷又は物の損壊があつた場合も含むものとする。

第2 解釈及び運用方針

1 安全運転管理者及び副安全運転管理者（第8条・第9条）

- (1) 警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）の選任する安全運転管理者は、次のとおりとする。

ア 警察本部にあっては、警務部装備施設課課長補佐（装備担当）

イ 警察署にあっては、副署長

- (2) 選任・解任の届出

装備施設課長又は署長は、公安委員会への安全運転管理者及び副安全運転管理者の届出を行うこと。解任した場合についても、同様とする。

2 運転担当者の指名（第11条）

- (1) 運転担当者の指名に当たっては、警察自動車運転適任者検定のA級合格者のうちから指名することとし、さらに、適性、運転技能、経験等を合わせて検討し、真に適任と認められる者

を指名すること。

- (2) 「必要数指名」とは、運転担当者は警察自動車ごとに1名を指名することを原則とするが、部制勤務で警察自動車を使用する場合を考慮したものであり、この場合は、部ごとに必要人員を運転担当者として指名しておくこと。

なお、1台の車両に2名以上の運転担当者を指名するときは、1名を正、他の者を副として指名すること。

3 保管場所（第15条）

「やむを得ない事情」とは、出張先において車両を格納する場合又は車両が故障し、一時他の場所に格納する場合等がこれに当たるが、この場合においては、車両のロツクを完全にすることはもちろん、格納時間が長時間にわたるとき又は夜間にわたるときは、無線機及び貴重品は別にこれを保管すること。

4 当事者の措置（第39条）

「職員が警察車両事故の当事者となつたとき」とは、加害者となつた場合のみでなく、被害者となつた場合も含み、負傷の状況によつては、この条に規定するすべての措置を履行することは不可能であるが、同乗者がある場合は、その協力を得て可能な限りの措置を講ずること。

5 私用車両所有状況及び運転免許取得者の把握（第49条）

所属長は、職員に対し、群馬県警察身上指導推進要綱の制定について（平成29年群本例規第8号）に規定する身上指導管理機能により、自己が所有する車両及び免許について申告させ、私用車両の所有状況及び運転免許取得者の実態を把握するとともに、私用車両の公務使用の承認の際に活用することとする。

なお、ここでいう所有の意味は、割賦販売により購入し、いまだ代金が完済されない車両及び近親者名義であるが事実上自己所有の車両と認められ、継続して使用している車両も含まれるものとする。

前 文（抄）（平成30年3月7日群本例規第2号（務））

平成30年3月16日から施行する。

前 文（抄）（平成30年4月1日群本例規第3号（会））

平成30年4月1日から施行する。